

③ ホームページの掲載案

国土交通省公園緑地課のホームページでは、所轄法律や制度等について概要等を掲載しており、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」（仮称）においても同様の対応が求められることから、ホームページの掲載案について検討した。

<歴史まちづくり室トップページイメージ>



<歴史まちづくり室→各種支援制度等のページイメージ>



<歴史まちづくり室→歴史まちづくり法のページイメージ>



歴史まちづくり法

歴史まちづくり法は、平成20年5月23日公布されました。

■ 歴史まちづくり法

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。

「歴史まちづくり法」は、このような良好な環境(歴史的風致)を維持・向上させ後世に継承するために制定されました。

(公布時資料)

- [要綱](#)(PDF)
- [条文](#)(PDF)
- [パンフレット「歴史まちづくり法の概要」](#)(PDF)

■ [歴史まちづくり法の施行に伴う関係法の改正](#)

○歴史まちづくり法に関するお問い合わせはこちらをお願いします。
国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 Tel :03-5253-8111(内線32985)

[戻る](#)

3) 歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上手法についての指針作成

市町村が歴史的資産及び歴史的風致を活かしたまちづくり（歴史まちづくり）を推進する際の手引きとなる指針について、以下の通り検討し作成した。

① 歴史まちづくりについて

歴史まちづくりは、自治体や地域住民等の多様な主体が参画し、それぞれの立場において歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のために必要な責務を果たすことにより推進される。自治体は、上位計画及び関連計画との整合を図りながら、地域の歴史的資産及び歴史的風致を活かしたまちづくりを推進するための計画を作成し、実行することによって、国及び地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承と良好な市街地や地域の環境形成を誘導することが期待できる。

② 歴史まちづくり計画の作成の方法

ア) 歴史まちづくり計画作成の手順

歴史まちづくりを進めていくためには、「どの場所」を「どのように」歴史的風致の維持・向上につながる良好な市街地や地域の環境形成を行っていくかを定める必要がある。

そのため、歴史まちづくり計画区域及び重点地区と歴史的風致維持・向上に関する方針を設定する必要がある。

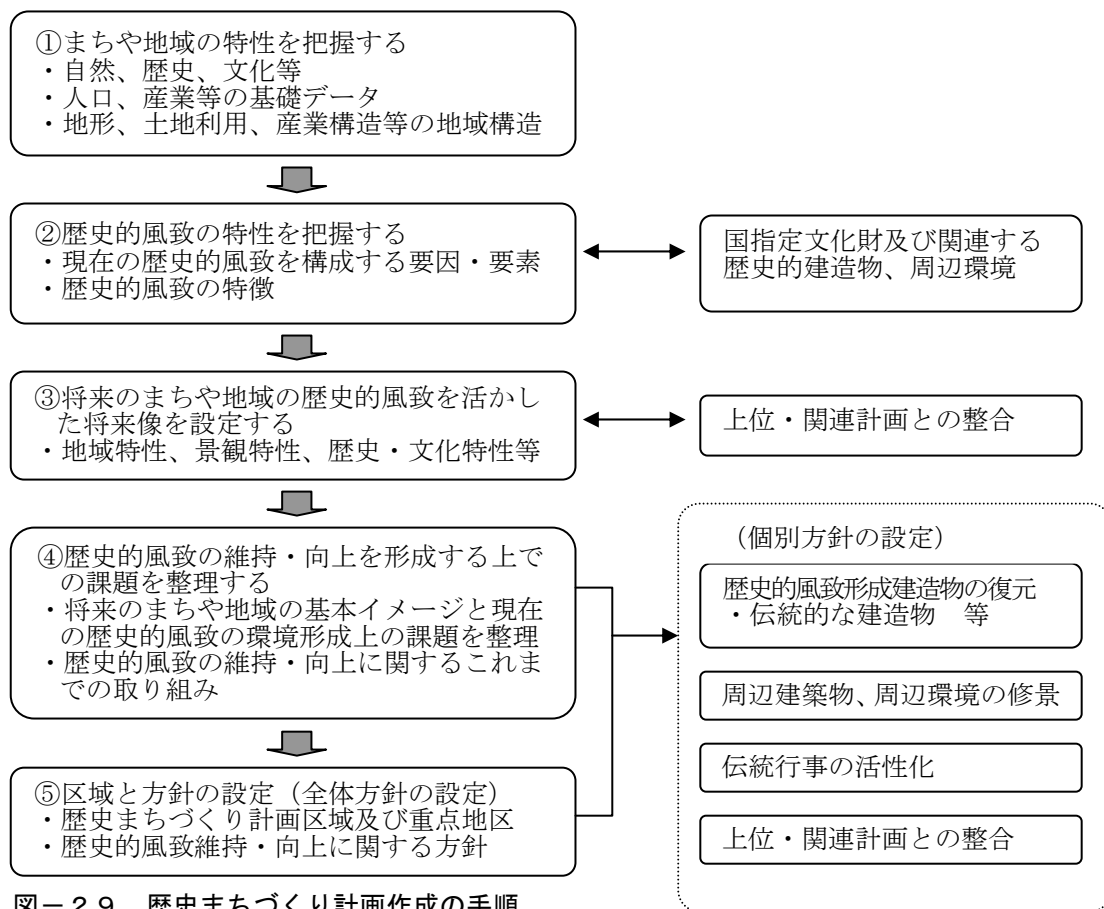


図-29 歴史まちづくり計画作成の手順

イ) 歴史まちづくり計画作成のための現況調査

歴史まちづくりを推進する区域、歴史まちづくりに関する方針を設定するため、地域の歴史的資産及び歴史的風致を把握する必要がある。

歴史的資産の把握にあたっては、文化財の指定・登録を受けているものを中心に、歴史的又は伝統的な建造物、城跡、歴史的な農業用水路・水門など地域の歴史的、文化的資産を把握するとよい。歴史的風致の把握にあたっては、古都法に基づく歴史的風土保存区域、景観計画等によって地区指定を受けている地区、また、重要な歴史的資産の周辺や歴史的資産が集積している地区で歴史的風致の維持・向上を図る必要がある地区を把握するとよい。

【歴史的、文化的資産】

文化財 : 文化財建造物、史跡名勝、伝統的建造物群保存地区

文化財以外 : 歴史的又は伝統的な建造物、城跡、歴史的な農業用水路・水門 など

【歴史的風致】

古都法 : 歴史的風土保存区域

都市計画 : 風致地区、歴史的風土特別保存地区

景観計画 : 歴史的な景観を形成する地区として指定している地区

その他 : 重要な歴史的資産の周辺、歴史的資産が集積している地区 など

③ 歴史まちづくり計画の作成

ア) 歴史的風致維持・向上の目標

歴史的風致維持・向上に関する目標は、市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画、緑の基本計画など、上位計画や関連計画と整合させる必要がある。

イ) 歴史的風致維持・向上に関する方針

歴史的風致維持・向上に関する方針は、市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画、緑の基本計画などの他、歴史的風致維持・向上に関連する景観形成総合支援事業、都市公園事業、都市再生区画整理事業、まちづくり交付金事業、街並み環境整備事業等との各種事業計画や上位計画や関連計画と整合させる必要がある。これらの計画に、歴史的景観、歴史的資産及び歴史的風致に関する方針が定められている場合には、それらの方針を踏まえて方針を定める必要がある。

ウ) 歴史まちづくり計画区域及び重点地区の設定

歴史まちづくり計画区域は、歴史的風致維持・向上に関する方針に基づき、歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上を推進する地域を設定する。

重要な歴史的資産や歴史的資産が集積する地区にあつては、重点地区を指定し、地区の特性に応じてきめ細かな対応を図れるようにすることが望ましい。

エ) 歴史的風致の維持・向上のために必要な事項

a. 文化財の保存又は活用に関する事項

重要文化財等の保存及び活用については、各建造物及び建造物群として地区が有する本質的価値に対する現状変更等の基準、その適正な保護・管理及び整備・活用するための保存管理計画を策定し、この計画の基本方針に基づいて基準を運用し、その適正な保護・活用に努める。また、防災面については、防災施設等整備基本計画を策定し、地区としての総合的な防災に関する基本方針や整備年次計画を定める。

一方、個別の保存管理計画を定めていないものは、文化財保護法に基づき、き損、現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対し、個別に本質的価値を保全するための許可制による行為制限を行うこととする。

b. 歴史的風致の維持・向上施設の整備又は管理に関する事項

都市公園及び道路、駐車場等の歴史的風致の維持及び整備に関する事項については、事業主体、事業内容、事業の必要性を明らかにする。

都市公園においては、歴史的文化遺産の保護と新たな文化資産の創造を図るために、調査研究の進展と蓄積を図りながら、公園全体の活用方向を踏まえて現在ある遺産を良好に保存・修築するとともに、復元を含めた総合的な取り組みを進めることとする。

道路・駐車場、無電柱化等においては、当該地域における市街地の歴史的風致の保全・整備に関する事業体系毎に事業計画を作成し、自然や歴史的文化的な遺産を活かし、用水沿いの散歩道、歴史的街並みが残る道などと、幹線道路の歩道を結ぶことで当該地域の歴史や、文化、自然などを訪ね歩くことができる道筋整備を進めることとする。

オ) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重要文化財等と一体で歴史的風致を形成する建造物について保全するため、地域の歴史的又は伝統的な建造物であって、現に歴史的風致を形成しており、かつその歴史的風致の維持・向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを歴史的風位形成建造物に指定する。

なお、歴史的資産として重要な建造物は、文化財になっている場合がある。文化財のうち文化財保護法の規定により指定又は仮指定された国宝、重要文化財は、現状変更について厳しく規制されているため、歴史的風致形成建造物に指定することはできない。

歴史的風致形成建造物の指定の方針の設定にあたっては、歴史的風致維持・向上に関する方針に基づき、どのような建造物を重要と考え指定するのか明らかにする。

カ) 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

歴史的風位形成建造物の管理は、此処の建造物の価値に基づき適正に行われなければならない。すなわち、文化財保護条例に基づく指定文化財は、建造物の外部及び内部とも現状維持を基本に、痕跡に基づく修理・復元を原則とする。独自条例に基づく指定建造物お

よび登録文化財については、建造物の外観保存を基本とした修理を原則とするが、建造物の保存・活用のために必要な部分的改修は認め、内部については必要な改造を認める。

なお、道路から望見される建造物の外観は歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については十分な検討と配慮が必要であり、特に増築などが必要な場合は、道路から望見されない部分で行うことを基本とする。

キ) 計画期間

計画期間は、概ね10年計画とし、計画期間における歴史的風致の維持・向上に必要な事項、歴史的風致形成建造物の保全のために必要な事項などについて目標を設定する。